

4月

司法書士

相続無料相談会

税理士

事前予約制

足立区・荒川区・葛飾区に在住の方・近くにお住まいの方はお気軽にご来場ください。当日予約も受け付けております。

あなたの相続分や遺留分きちんと把握していますか？専門家が判定いたします！

代表税理士・司法書士 弁護士
中村 泰正

専門家が不動産や相続等のギモン・お悩みの解決のお手伝いをします！

遺言書

家族信託

相続税申告

相続登記

不動産売却

税金の相談

- いくらくらいかかるのか知りたい！
- 相続前に対策はできるの？
- 相続後でもできる節税方法はあるの？

遺産分割・相続登記の相談

- どうやって分けたいの？
- 争いが生じないようにするには？
- そもそも今回以前の相続も登記してないけど大丈夫？

不動産の活用方法の相談

- 亡くなった両親の自宅の活用方法は？
- 引き継いだ不動産が共有となっている場合、活用方法・解消方法は？
- 借地を相続したのだけど問題とかあるの？



宅地建物取引士
柳沢 雅子



司法書士・行政書士
中村 眞由美



4月7日(金)
東京芸術センター

会議室4

9:30~18:00

〒120-0034

東京都足立区千住一丁目4番1号

◎北千住駅西口より徒歩7分



4月8日(土)
サンパール荒川

5階 第5集会室

9:30~18:00

〒116-0002

東京都荒川区荒川一丁目1番1号

◎東京メトロ千代田線・京成線
町屋駅より都電荒川線乗換

◎三ノ輪橋方面 → 荒川区役所前下車 徒歩2分



4月9日(日)
足立区勤労福祉会館

第4洋室

9:30~18:00

〒120-0005

東京都足立区綾瀬1丁目34番7号102

◎東京メトロ千代田線綾瀬駅

西口より徒歩5分



4月10日(月)
テクノプラザかつしか

第3会議室

9:30~18:00

〒125-0062

東京都葛飾区青戸七丁目2番1号

◎京成青砥駅から徒歩12分



3大メリット
相談に来た方の

★相続・不動産に強い各専門家が対応！効率よくご相談ができます！

★所有財産の活用・処分・税金申告・節税対策・登記など…
相談者様に合わせてご提案できます！

★ご相談が完全無料！安心してご来場ください！

YouTube

相続問題をわかりやすく解説しております！

「NYリーガルパートナーズ」で検索！



NYリーガルパートナーズグループ

代表 弁護士・司法書士・税理士

中村 泰正

【新宿本社】

〒163-0214

東京都新宿区西新宿2丁目6番1号

新宿住友ビル14階

【錦糸町店】

〒130-0022

東京都墨田区江東橋4丁目29番13号

メアリヒト錦糸町ビル2階

お問い合わせ・ご予約は

0120-616-000

HPIはこちら！



<http://www.nylegal-partners.jp/>
info@nylegal-partners.jp

こんなときのご相談は 私たちNYリーガルパートナーズにお任せください！！

相続 **前** にできること

- 自分の相続分の確保
- 節税対策
- 各種問題（借地・共有）の解決
- 遺言書作成
- 民事信託（家族信託）

相続 **後** にできること

節税を考えた **遺産分割** 節税を考えた **相続税申告**

これらはあなたの取得する
財産の価額に

大きく影響します。

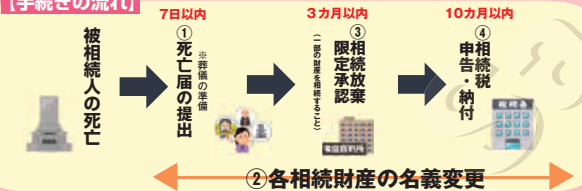
相続 **前** も相続 **後** も、相続について考える事は必要です！！
相続が開始するまで何もしていないと **損** する可能性があります！

相続手続き

相続が発生した場合
まず何からしなければならぬですか？

相続が開始した場合、まず必要なのは ①死亡届の提出（被相続人の死亡後7日以内）です。次に、②各種財産の名義変更 が必要です。名義変更するには、遺産をどのように分けるか、相続人間で遺産分割協議をすることが前提となります。遺産分割協議をするためには、相続財産の調査・把握や、相続人の確定が必要です。この点、相続したくない場合や条件付きで相続する場合は、③相続放棄 や相続の 限定承認（被相続人の死亡後3ヶ月以内）の手続きが必要です。相続税が発生する場合や、相続税の各種特例などを適用したい場合、④相続税の申告 や 添付書面の提出（被相続人の死亡後10ヶ月以内）が必要です。

【手続きの流れ】



相続登記

不動産がある場合の
相続登記っていつどんなふうに
すればいいんですか？

相続登記は法定相続分で登記することも、遺産分割協議によって、相続人間で合意した割合で登記することもできます。また、有効な遺言書がある場合は、遺言書に定められた割合で登記しなければなりません。登記すべき時期は現在は制限がありませんが、2024年3月からは、不動産を取得した相続人は、取得を知った時から3ヶ月以内に相続登記をする必要があります。また、不動産の売却をする場合は、売却前に相続登記をすることが必要です。

相続税申告

相続税がいくらかかるか？

相続税がなるべくかからない方法があるのであれば教えて欲しいです！

相続税がいくらかかるか知るためには、まず金融機関への調査や不動産の登記簿の取得などによる、相続財産の把握と相続人の確定が必要となります。相続税がいくらかかるか、また使える節税の特例はないか、その上で、納税額が変わるかなどを吟味します。

簡単なシミュレーションも無料で実施しておりますのでぜひご利用ください！！

不動産の活用・処分

相続した不動産を売ったら良いのか？
リフォームして活用したら良いのか？
わからないのでアドバイスして欲しい！

不動産を相続した場合、あるいはする場合はその活用、処分については特に注意が必要です！不動産については、相続税だけでなく譲渡所得税や固定資産税、登録免許税などの各種税金が課される場合があります。また控除や特例なども多い分野です。私たちは不動産の現在の相場や、かかる経費、貸される税金、使える控除、特例などを総合的に考慮してお客様に最適なアドバイスをいたします！

共有・借地権付き不動産の場合の問題の解決

相続した不動産が共有や借地なので
処分などをしようにも
一筋縄ではいかないと聞いたんですが？

相続した不動産が共有の場合の処分は原則として単独でもできますが、価値が下がってしまうという問題点があります。また借地権の譲渡には、原則として地主の方の承諾が必要となります。共有や借地の問題は、専門的な知識や交渉力が必要な分野と言えます。私たちは共有や借地を含む問題にも精通しておりますので、最適な解決を目指しお客様にご提案いたします！

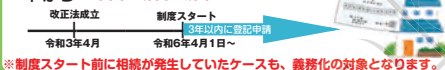
遺言・家族信託

今は親がまだ元気ですが
認知症になった時
予めどのように対策したらよいですか？

認知症になってしまうと、その程度によっては遺言書の作成ができなくなったり、所有する不動産の処分などができなくなったりしてしまいます。予防策として元気なうちに遺言書を作成したりまた家族信託の制度などを活用することが考えられ、認知症になってしまった親の財産の処分ができるようにすることが可能となります。私たちはこのような遺言書の作成、家族信託のスキーム等についても精通しておりますのでぜひご利用いただければと思います。

相続登記が義務化されます！

相続登記が義務化されるのは令和6年4月1日からスタートする予定です。また、相続登記の申請については制度のスタートから3年間の猶予期間があります！



※制度スタート前に相続が発生していたケースも、義務化の対象となります。

単純に相続税の
申告してほしい！

単純に相続登記
をしてほしい！

これらに関する
ご相談やご依頼も
受け付けております。



お問い合わせ・ご予約受付は **FREE 0120-616-000** お待ちしております！！